

8月1日
から

保険証などが 新しくなります

高齢者医療の自己負担割合は、被保険者自身やその世帯の所得などに応じて、後期高齢者（75歳以上）が「3割」または「1割」、前期高齢者（70～74歳）が「3割」または「2割」と、被保険者ごとに異なります。

このため、毎年、所得が確定するこの時期に、保険証や受給者証などの更新が行われます。現在ご利用の保険証や受給者証などの有効期限を、今一度、ご確認ください。

後期高齢者医療制度

▶新しい保険証を郵送

岐阜県後期高齢者医療広域連合は、後期高齢者医療制度の新しい保険証（薄い青色）を、7月中旬に簡易書留で郵送します。

また、市県民税非課税世帯の人には、入院時の食事代が減額され、窓口での支払いが所得に応じた負担限度額までとなる「限度額適用・標準負担額減額認定証」も同封します。

申請書が同封されている人は、必要事項を記入し、押印のうえ、同封の返信用封筒で返信してください。

※窓口での申請は混雑が想定されますので、返信用封筒をご利用ください

被保険者番号	○○○○○○○
氏名	広城 太郎
一部負担金の割合	○ 割
有効期限	令和3年7月31日
後期高齢者医療被保険者証 有効期限	
被保険者番号	○○○○○○○
住所	岐阜県岐阜市東1丁目1番地
氏名	広城 太郎
性別	男
生年月日	昭和○○年○月○日
資格取得年月日	平成○○年○月○日
発効期日	平成○○年○月○日
交付年月日	令和2年8月1日
一部負担金の割合	○ 割
被保険者番号	○○○○○○○
被保険者名	岐阜県後期高齢者医療広域連合

今年は薄い青色

▶保険料額決定(変更)通知書を郵送

平成31年（令和元年）中の所得額が確定したことにより、令和2年度の後期高齢者医療保険料額が決定しました。

保険料額決定(変更)通知書を7月中旬に郵送（6月以降に被保険者になった人には、8月以降に順次送付）します。同通知書には、保険料額や納付方法が記載されていますので、ご確認ください。

保険料は、被保険者が等しく負担する「均等割額」と、所得に応じて負担する「所得割額」の合計で、個人ごとに決められます。今年度の保険料の算定は次のとおりです。なお、均等割額は、世帯の所得や被保険者数などで、2～7.75割軽減されます。

保険料 限度額64万円 (年額)	=	均等割額 44,411円	+	所得割額 所得×所得割率8.55%
所得＝総所得金額等－33万円(基礎控除額)				

▶確定申告期限の延長期間に申告された人へ

毎年7月中旬に8月からの新しい保険証や新年度の保険料額決定(変更)通知書を郵送していますが、確定申告期限の延長期間に申告された人は、保険証に記載のある負担割合（1割、3割）の判定や保険料の計算に必要な所得情報が、作成時に間に合わない可能性があります。その際は確定申告の所得情報がない状態で作成された保険証や保険料額決定(変更)通知書を一旦送付します。後日、保険証の差し替えや保険料の変更が発生する可能性があります。

また、保険料の変更をした場合、今まで特別徴収（年金からの天引き）で納付していた人は、普通徴収での納付に切り替わることがあります。



問合せ 国保医療課福祉医療・後期医療グループ (☎47-8140)

保険料の減免・猶予制度

新型コロナウイルス感染症の影響により、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料、国民年金保険料の納付が困難な場合は、申請により制度ごとに定められた法令や条例などに基づき、保険料の減免・猶予制度を受けられる場合があります。



詳しくは、下表の担当課まで、まずは電話でご相談ください。

区分	担当課
国民健康保険	国保医療課国民健康保険グループ (☎47-8132)
後期高齢者医療保険	国保医療課福祉医療・後期医療グループ (☎47-8140)
介護保険	介護保険課資格給付グループ (☎47-7406)
国民年金保険	国保医療課年金グループ (☎47-8129)

国民健康保険

▶70歳から74歳の加入者に新しい高齢受給者証を郵送

市は、70歳から74歳までの国民健康保険の加入者に、新しい高齢受給者証を、7月下旬までに郵送します。負担割合は「3割」または「2割」になります。

▶限度額適用認定証などの更新手続き～8月1日から～

医療費が高額になった場合、窓口での支払いが自己負担限度額までとなる限度額適用認定証。その有効期限は7月31日までです。引き続き認定証が必要な人は、8月1日以降の平日に、印鑑・保険証・現在の認定証・マイナンバーが分かるものを持参し、国保医療課、各地域事務所、各市民サービスセンターで手続きをしてください。保険料の未納がある場合は更新することができません。



また、入院時食事代（1食460円）が減額される標準負担額減額認定証の有効期限も、7月31日までです。限度額適用認定証と同様に更新手続きをしてください。

なお、高齢受給者証の割合が「3割」の人で、住民税課税所得が690万円未満の人は限度額適用認定証の発行が可能ですので、必要な人は手続きをしてください。

問合せ 国保医療課国民健康保険グループ (☎47-8132)

市老人医療費助成(垣老)

▶71～74歳対象者に更新申請書などを郵送

市は、市老人医療費助成制度(垣老)の71～74歳対象者（経過措置により、令和元年度中に70歳になった人を含む）に新しい受給者証交付のための更新申請書を、7月20日頃に郵送します。対象となるのは、高齢受給者証の負担割合が「2割」の人です。

更新の手続きは、ご加入の保険によって異なります。

■大垣市国民健康保険に加入の人

受給者証と一緒に更新申請書を郵送しますので、必要事項を記入し、押印のうえ、同封の返信用封筒で返信してください。

■健康保険協会、共済組合など大垣市国民健康保険以外に加入の人
更新申請書を郵送しますので、必要事項を記入し、押印のうえ、健康保険証と高齢受給者証のコピーを添付して、同封の返信用封筒で返信してください。市老人医療費助成制度(垣老)の受給者証は、高齢受給者証のコピーで負担割合を確認後、郵送します。

※窓口での申請は混雑が想定されますので、返信用封筒をご利用ください

問合せ 国保医療課福祉医療・後期医療グループ (☎47-8140)